

1. 製品及び会社概要

- 1.1 **製品名**
コバルタン
- 1.2 **会社名**
株式会社 松風
- 1.3 **住所**
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 **担当部門**
技術部品質保証課
- 1.5 **担当者**
品質保証課長
- 1.6 **電話番号**
075-561-1112
- 1.7 **FAX 番号**
075-561-2272

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

人健康有害性

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分 2A
呼吸器感作性	区分 1
皮膚感作性	区分 1
生殖細胞変異原性	区分 2
発がん性	区分 2
生殖毒性	区分 1B
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分 2（全身毒性）
	区分 3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分 1（血液系、呼吸器、心血管系、甲状腺）

記載のないものは分類対象外又は分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語 危険有害情報

危険
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
強い眼刺激
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器の障害のおそれ（全身毒性）

安全データシート

印刷日:2019-02-01

注意書き

長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（血液系、呼吸器、心血管系、甲状腺）

[安全対策]

添付文書を読み理解するまで取り扱わないこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

粉塵、ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

取扱い後は手をよく洗うこと。

[応急措置]

皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診察/手当てを受けること。

[保管]

密閉して、室内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

3.2 成分及び含有量

コバルト 63 %

クロム 29 %

モリブデン 6 %

その他（シリコン、マンガン、窒素、炭素） 2 %

3.3 官報公示整理番号（化審法）

—

3.4 CAS No.

7440-48-4、7440-47-3、7439-98-7

4. 応急措置

4.1 眼に入った場合

直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。

4.2 皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

4.3 吸入した場合

新鮮な空気のところで体を毛布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。

安全データシート

印刷日:2019-02-01

4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口の中を洗浄する。気分が悪い場合は医師の診察を受けること。

5. 火災時の措置

5.1 消火剤

この製品自体は燃焼しない。周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

5.2 特定の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

5.3 消火を行う者の保護（保護具等）

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

6. 漏出時の措置

6.1 人体に対する注意事項

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

6.3 除去方法

掻き集めて空容器に回収する。

6.4 二次災害の防止

情報なし

7. 取り扱い及び保管上の注意

7.1 取り扱い

皮膚、目との接触、蒸気の吸入等を避けるために、適切な保護眼鏡等の保護具を使用すること。室内で取り扱う場合は、局所排気装置等で換気を充分行うこと。

7.2 保管

密閉して屋内冷暗所に保管すること。強酸類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管は避けること。

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 設備対策

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

8.2 環境濃度

マンガン 0.2 mg/m³

コバルト 0.02 mg/m³

8.3 許容濃度

コバルト 日本産業衛生学会（2015年版） 0.05 mg/m³

ACGIH（2015年版）TLV-TWA 0.02 mg/m³

クロム 日本産業衛生学会（2005年版） 0.5 mg/m³（金属クロム）

ACGIH（2005年版）TLV-TWA 0.5 mg/m³ (Metal)

モリブデン 日本産業衛生学会（2015年版） 2 mg/m³（吸入性粉じん）

8 mg/m³（総粉じん）

（第3種粉じん：その他の無機及び有機粉じん）

安全データシート

印刷日: 2019-02-01

マンガン	ACGIH (2015 年版) TLV-TWA	10 mg/m ³ (吸入性粉じん) 3 mg/m ³ (呼吸性区分) (金属及びその不溶性化合物、Mo として)
	日本産業衛生学会 (2010 年版)	0.2 mg/m ³
	ACGIH (2005 年版) TLV-TWA	0.2 mg/m ³ (Mn として)
8.4 保護具		
保護マスク、保護手袋、保護眼鏡		

9. 物理的及び化学的性質

9.1 外観等	八角柱状
9.2 臭い	なし
9.3 pH	データなし
9.4 融点・凝固点	1395 °C
9.5 沸点、初留点および沸騰範囲	データなし
9.6 引火点	データなし
9.7 燃焼または爆発範囲の上限・下限	データなし
9.8 蒸気圧	データなし
9.9 比重又は嵩比重	8.1
9.10 溶解度	不溶
9.11 η-オクタノール/水分配係数	データなし
9.12 自然発火温度	データなし
9.13 分解温度	データなし

10. 安定性及び反応性

10.1 安定性	通常条件では安定。
10.2 反応性	酸化剤、強酸類と反応する。自己反応性無し。

11. 有害情報

11.1 急性毒性	クロム ; 経口 ヒト LDLo 71 mg/kg 静脈内 ラット LDLo 2160 µg/kg/6W マンガン ; 経口 ラット LD50 9000 mg/kg
11.2 皮膚腐食性・刺激性	データなし
11.3 眼に対する重篤な損傷・刺激性	強い眼刺激
11.4 呼吸器感作性または皮膚感作性	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
11.5 生殖細胞変異原生	遺伝子疾患のおそれの疑い
11.6 発がん性	発がんのおそれの疑い コバルト ; ACGIH A3 IARC グループ B
11.7 生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
11.8 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	臓器の障害 (全身毒性) 呼吸器への刺激のおそれ

<p>11.9 特性標的臓器毒性（反復ばく露）</p> <p>11.10 吸引性呼吸器有害性</p>	<p>長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（血液系、呼吸器、心血管系、甲状腺）</p> <p>データなし</p>
12. 環境影響性	
<p>12.1 水生環境急性有害性</p> <p>データなし</p> <p>12.2 水生環境慢性有害性</p> <p>長期的影響により水生生物に有害のおそれ</p>	
13. 廃棄上の注意	
<p>産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。</p>	
14. 輸送上の注意	
<p>14.1 注意事項</p> <p>荷崩れ等に注意すること。</p> <p>14.2 国連番号・国連分類</p> <p>非該当</p>	
15. 適用法令	
<p>15.1 消防法</p> <p>非該当</p> <p>15.2 労働安全衛生法</p> <p>コバルト</p> <p>名称等を表示すべき有害物（法第57条、施行令第18条）</p> <p>名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令代18条の2別表第9）（政令番号第172号）</p> <p>クロム</p> <p>名称等を表示すべき有害物（法第57条、施行令第18条）</p> <p>名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令代18条の2別表第9）（政令番号第142号）</p> <p>モリブデン</p> <p>名称等を表示すべき有害物（法第57条、施行令第18条）</p> <p>名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令代18条の2別表第9）（政令番号第603号）</p> <p>マンガン</p> <p>名称等を表示すべき有害物（法第57条、施行令第18条）</p> <p>名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令代18条の2別表第9）（政令番号第550号）</p> <p>特定化学物質第2種物質、管理第2類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2,5号）</p> <p>15.3 化学物質管理促進法</p> <p>コバルト</p> <p>第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）（政令番号：132）</p> <p>クロム</p> <p>第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）（政令番号：87）</p> <p>モリブデン</p> <p>第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）（政令番号：453）</p> <p>マンガン</p> <p>第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）（政令番号：412）</p>	



安全データシート

印刷日:2019-02-01

16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

*) 本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。